

熱海市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月24日

熱海市長 齊藤 栄

## 熱海市条例第21号

### 熱海市営住宅条例の一部を改正する条例

熱海市営住宅条例（平成9年熱海市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（次条第2項において「老人等」という。）」を削り、「被災者等」の次に「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者」を、「第5号」の次に「。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。」を加え、同項第3号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウを同号イとする。

第7条第2項を次のように改める。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第11条第2項、第4項及び第5項中「手続き」を「手続」に改める。

第14条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した

当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「(昭和26年建設省令第19号)第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第18条中第4項を第5項とし、第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、同項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、第16条各号に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第30条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第32条第1項中「第14条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第35条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第38条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第50条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第52条第1項及び第53条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第59条第1項から第4項までの規定中「手続き」を「手続」に改める。

第62条第3項中「第18条第3項及び第4項」を「第18条第4項及び第5項」に、「第18条第3項」を「第18条第4項」に、「住宅」を「市営住宅」に改め、「家賃」とあ

るのは「使用料」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。